



佐世保市立三川内小学校 いじめ防止基本方針

【目的】

児童が安心して生活できる学校をつくるために「いじめは人間として絶対に許されない行為である」「いじめはどの子どもにも起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」という認識のもと、学校・保護者・地域・関係施設が連携して一体となり、いじめの早期発見、防止、対策に向けて取り組み、いじめ問題を根絶することを目的とする。

【学校教育目標・めざす児童像】

よく学び，思いやりのある，たくましい子どもの育成
考える子ども 優しい子ども 強い子ども

いじめ問題対策委員会

【学校関係者】

校長，教頭，生徒指導主任，特別支援教育コーディネーター，養護教諭，担任等

【外部関係者】

(必要に応じて)
スクールカウンセラー，SSW

【PTA・地域との連携】

懇談会や個人面談，学級通信の発行等，様々な機会を利用して，児童についてこまめに保護者に連絡したりしながら，日頃から保護者との信頼関係を築く。

- ・本校 PTA
- ・学校支援会議
- ・学校評議員
- ・民生児童委員，主任児童委員
- ・学校警察連絡協議会
- ・補導員連絡会

【関係機関との連携】

- ・子ども子育て応援センター
- ・子ども・女性・障害者支援センター
- ・青少年教育センター
- ・警察

第二条 (いじめの定義)

「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

第四条 (いじめの禁止)

児童等は，いじめを行ってはならない。

第九条 (保護者の責務等)

保護者は，子の教育について第一義的責任を有するものであって，その保護する児童等がいじめを行うことのないよう，当該児童等に対し，規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
(いじめ防止対策推進法から抜粋)

いじめ根絶に向けての本校の具体的な取組

【いじめの防止について】

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの自己指導能力の育成を図る。

- (1) 保護者や地域との連携
- (2) 道徳教育の充実
- (3) 生活指導の充実
- (4) 特別活動等の充実
- (5) 児童理解のための校内研修の充実

【早期発見について】

日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、児童生徒理解支援システムの効果的な活用を図るとともに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- (1) 教職員による観察や情報交換
(毎月の「児童を語る日」設定・児童理解を目的とする職員連絡会の実施)
児童のささいな変化に気づいた場合、教職員がいつでも情報を共有するよう努める。また、「児童生徒理解支援システム」を効果的に活用する。
- (2) 生活アンケート
定期的なアンケート調査や個人面談の実施
児童の学校生活実態について、アンケート調査や個別面談等、きめ細かな把握に努める。
- (3) 教育相談体制の整備
校内に児童や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備する。
また、その充実に向け、市教育委員会と連携し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、学校内外の専門家の活用を図る。
- (4) 関係機関との連携
PTA や地域団体と組織的に連携・協働する体制を構築していく。

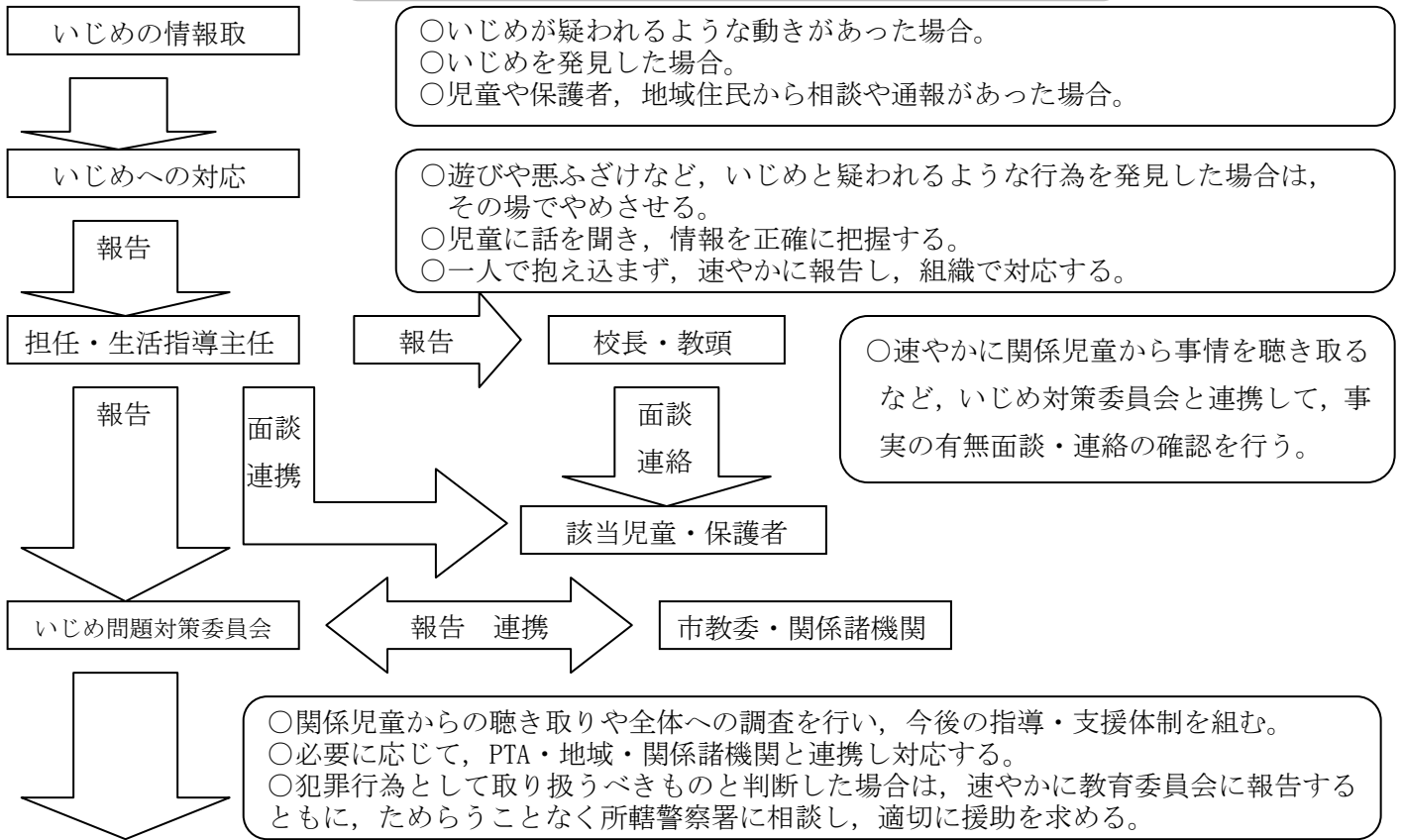
【いじめに対する措置】

- (1) 組織的な対応
 - ・いじめと疑われる行為を発見したり、児童・保護者からの相談があったりした場合は、一人で抱え込まず、「いじめ対策委員会」へ報告し、情報を共有する。委員会が中心となり速やかに指導・支援体制を組む。
 - ・いじめを知らせてきた児童の安全を確保し、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。
- (2) 児童への指導・支援
 - ①いじめられた側
 - ・子どもの気持ちを受け入れる。「今までよく我慢したね」「悲しかったね」「つらかったね」
 - ・子どもの言葉を信じ、親の思いを受け止める。
 - ・子どもの味方だと伝える。「いつでもあなたの味方だ」「いつでも声をかけてね」
 - ②いじめた側
 - ・職員で手分けをし加害児童・被害児童双方から「迅速に」「別室で」「個別に」聞き取りを行う。
 - ・「いつ・どこで・だれと・なぜ・どのように」をはっきりさせ、曖昧さが無いよう記録する。
 - ・聞き取った内容のすり合わせを行い、食い違いがあれば再調査する。
 - ・必要に応じて周りの児童にもアンケート等を行い、証言を集める。
 - ・加害児童に心理的孤独感・疎外感を与えないよう配慮する。
- (3) 保護者への対応
 - ・随時入手した正確な情報や指導状況を伝え、学校の対応について理解してもらうとともに、学校に対して安心感を持ってもらうよう配慮する。
- (4) その他
 - ・いじめ行為の背景にも目を向け、いじめの再発防止に努める。
 - ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大をさけるために直ちに削除する措置をとる。必要に応じ、警察や法務局との適切な連携を図る。

重大事態発生時の取組

- ・いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされる疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、関係機関と連携して迅速に対応する。
- ・特に犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、躊躇することなく警察等と連携して対応する。
- ・児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときには、迅速に調査を実施し、重大事態と認知した場合は、直ちに発生の報告を関係機関に行う。

いじめが発生した場合の対応



被害児童への継続した支援

- 被害児童を守り通すとともに、いじめられた児童にとって信頼できる人(友人や教員、家族、地域の人等)と連携し、寄り添い支える体制をつくる。

加害児童への継続した指導

- いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させ、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。

周囲の児童への継続した指導

- いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくとも、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

保護者への 継続した支援と助言

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

* 状況に応じて支援体制等を検討し「組織」として対応し、いじめ防止に取り組む。

いじめのチェックリスト

学校で

- 衣服の汚れ、破れが頻繁である。
- 頭痛・腹痛・吐き気を訴えることが多い。
- 元気がなく浮かない顔をしていることが多い。
- 教師と視線を合わせない。
- 周りの友達に必要以上に気を遣っている。
- なかよしグループから離れた。
- 嫌なあだ名で呼ばれている。
- その子の席に座ろうとしない。
- 友達から避けられている。
- 机や鞆の中などが荒らされている。
- 物が隠されたり、壊されたりしている。
- 実名やあだ名で落書きがされている。
- 写真などの顔にいたずらされている。
- 早退、遅刻、欠席が目立つ。
- 発言や活動に周りの賞賛が得られない。
- 発言に笑いや冷やかし、無視がある。
- プロレスごっこなどでいつもやられ役になっている。

家庭で

- 衣服が乱れ、汚れている。
- 持ち物がなくなり、壊れている。
- 金品を持ち出したり、必要ないお金を持っていたりする。
- 成績が急に下降している。
- おどおどし、感情の起伏が激しい。
- 朝の起床や登校が遅くなり、登校を渋る。
- 顔や体に傷がある。
- 友達の話をしなくなる。
- 不快な呼び名で呼ばれている。
- 友達との交わりをさげ、外出したまらない。

いじめている子どもについて

- 買ってやった覚えのない品物を持っている。
- お金の使い方が荒くなる。
- 友達を呼び捨てにし、軽蔑した口調で話す。
- 友達との電話で命令的な口調を使う。
- 学校からの帰りが遅かったり、言葉遣いが悪くなったりしている。

年間活動計画

月	活動内容	月	活動内容
4	学校基本方針の確認、PTA 総会での説明	10	
5	I-check の実施	11	ふれあいタイム（体験活動中の児童観察）
6	児童生活アンケート・児童面談実施 三川内っ子を見つめる教育週間（道徳授業実施）	12	人権集会 児童生活アンケート実施 いじめ問題対策委員会②
7	いじめ問題対策委員会① 保護者面談（I-check の結果利用）	1	学校評価アンケート実施
8	平和集会 校内研修	2	保護者懇談会（実態把握）
9	学校評価アンケート実施	3	いじめ問題対策委員会③（反省、次年度引継ぎ）

※児童を語る会…毎月実施。

※児童面談…計画以外に必要なに応じて適宜行う。

いじめに関する相談窓口

相談窓口	電話番号	相談窓口	電話番号
児童相談所全国共通ダイヤル	189	子どもの人権110番	0120-007-110
いじめ相談ホットライン	0570-078310	親子ホットライン（県教育センター）	0120-72-5311
子ども子育て応援センター	0956-25-9705	ヤングテレホン（長崎県警）	0120-78-6714
こども・女性・障害者支援センター	0956-24-5080	三川内小学校	0956-30-8200